

## 平成31年度当初予算債務負担行為の概要

事業名	担当課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市あおや和紙工房、鳥取市青谷上寺地遺跡展示館及び鳥取市あおや郷土館の管理運営費(※うち「鳥取市青谷上寺地遺跡展示館及び鳥取市あおや郷土館」)	文化財課

限度額	期間	財源内訳				
		国	県	起債	その他	一般財源
859	平成32年度					859

<p><b>【事業の目的】</b></p> <p>地方自治法第244条の2第3項、鳥取市青谷上寺地遺跡展示館及び鳥取市あおや郷土館の設置及び管理に関する条例及び鳥取市公の施設に係る指定管理者の指定の手續きに関する条例の規定に基づき指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の専門性や創意工夫に基づき、鳥取市青谷上寺地遺跡展示館及び鳥取市あおや郷土館の運営において質的向上と効率化を図る。</p>
<p><b>【事業の内容】</b></p> <p>指定管理者に以下の業務を委託する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 鳥取市青谷上寺地遺跡展示館及び鳥取市あおや郷土館の利用に関する業務</li> <li>2. 鳥取市青谷上寺地遺跡展示館及び鳥取市あおや郷土館の施設及び設備の維持管理に関する業務</li> <li>3. 鳥取市青谷上寺地遺跡展示館及び鳥取市あおや郷土館の企画展示等に関する業務</li> <li>4. その他鳥取市青谷上寺地遺跡展示館及び鳥取市あおや郷土館の管理上、必要と認める業務</li> </ol>
<p><b>【これまでの関連する取組み】</b></p> <p>鳥取市青谷上寺地遺跡展示館及び鳥取市あおや郷土館は、平成20年度から指定管理者制度に移行した。20年度から22年度までが1期目、23年度から27年度までが2期目、28年度から32年度までが3期目の指定管理期間である。</p> <p>現指定管理者 公益財団法人鳥取市文化財団</p> <p>指定管理料(前) H28 30,644千円 H29 30,904千円 H30 30,722千円 H31 31,268千円 H32 30,433千円 計 153,971千円</p> <p>指定管理料(後) H28 30,644千円 H29 30,904千円 H30 30,722千円 H31 31,268千円 H32 31,292千円 計 154,830千円</p> <p>(当初債務負担行為額 153,740千円、前回債務負担行為額 231千円)</p> <p>2019年10月から消費税及び地方消費税が10%へ変更される予定であり、増加相当額分の債務負担行為額超過となるため、債務負担行為額を増額変更するもの。</p>
<p><b>【今後の取組み】</b></p> <p>2月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは次のとおり。</p> <p>3月 基本協定書に基づき指定管理料変更協議。</p> <p>4月 年度協定締結。</p>